

募集要項及び業務仕様書の訂正について

募集要項及び業務仕様書の記載内容に不整合及び誤りが判明したため、下記の事項を訂正します。

記

募集要項

訂正後	訂正前
第2 募集の内容 1 から4 まで＜省略＞ 5 業務に必要な経費等 市が指定管理者に支払う経費（以下「指定管理料」という。）をもって、業務を行うものとします。 なお、本施設においては、利用料金及び指定管理料のほか、指定管理者の提案により、自主事業の実施を認めます。この場合の経費負担は、指定管理者の自己負担となります。また、これらの収支については、指定管理業務と区別して、<u>経費を管理してください。</u> ＜省略＞	第2 募集の内容 1 から4 まで＜省略＞ 5 業務に必要な経費等 市が指定管理者に支払う経費（以下「指定管理料」という。）をもって、業務を行うものとします。 なお、本施設においては、利用料金及び指定管理料のほか、指定管理者の提案により、自主事業の実施を認めます。この場合の経費負担は、指定管理者の自己負担となります。また、これらの収支については、指定管理業務と区別して、<u>事業の経費に充ててください。</u> ＜省略＞
第3 申請に係る事項 1 から3 まで＜省略＞ 4 事業提案に関する申請書類の作成 (1)から(4)まで＜省略＞ (5) 指定管理者による事業の提案(任意の様式)について ①から②まで＜省略＞ ③ その他 提案事業又は自主事業の実施にあたっては、設置条例等の関係法令に基づく申請及び許可等が必要になります。また、<u>自主事業</u>により得た収益は指定管理者の収入とすることができます。ただし、自主事業	第3 申請に係る事項 1 から3 まで＜省略＞ 4 事業提案に関する申請書類の作成 (1)から(4)まで＜省略＞ (5) 指定管理者による事業の提案(任意の様式)について ①から②まで＜省略＞ ③ その他 提案事業又は自主事業の実施にあたっては、設置条例等の関係法令に基づく申請及び許可等が必要になります。また、<u>事業</u>により得た収益は指定管理者の収入とすることができます。ただし、自主事業の実施にあ

訂正後	訂正前
の実施にあたっては設置条例に定める使用料を支払う必要があります。	たっては設置条例に定める使用料を支払う必要があります。

業務仕様書

訂正後	訂正前
第7 管理運営に要する費用 1 から 2 まで<省略> 3 提案事業による収益 指定管理者が都市公園において提案事業を行う場合には、提案事業による収益は、管理運営の費用に<u>充てるものとする。</u> 4 <省略>	第7 管理運営に要する費用 1 から 2 まで<省略> 3 提案事業による収益 指定管理者が都市公園において提案事業を行う場合には、提案事業による収益は、管理運営の費用に<u>充てることができるものとする。</u> 4 <省略>